

令和5年度川西市原油等高騰対策中小企業支援金

長引く原油等の価格の高騰による影響を受ける中小企業者等に、燃料油（ガソリン、軽油、灯油、重油）、電力、ガスに係る経費を対象とした支援金を交付し、事業活動の継続支援を行うため、川西市原油等高騰対策中小企業支援金を実施します。

支援対象者	<p>令和5年9月1日時点に、市内に事務所又は事業所を有し、かつ市内で事業を継続する意思を有する事業者で、以下に該当する者</p> <p>(1) 中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定するもの）</p> <p>(2) 下表に該当するもの</p>	
	法人格	次に掲げる要件の全てを満たすもの
	医療法人 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下であること。
	企業組合 協業組合 集落営農組織 一般社団法人 一般財団法人	常時使用する従業員の数が300人以下であること。
	特定非営利活動法人 公益法人 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下であること。
支援対象経費	<p>業務を行う上で使用した光熱費（電気代、ガス代）及び燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油）で、令和5年1月から9月までの間の任意の1月間に購入した金額の合計額</p>	
支援金額	<p>支援対象経費 × 0.2 × 6 【上限：40万円 下限：5千円】</p>	
申請受付期間	<p>令和5年11月1日(水) ～ 令和5年12月28日(木)</p> <p>※申請は、市内に複数の事業所・店舗がある場合でも1事業者1回限り</p> <p>※支援金の予算には限りがあります</p>	
申請のながれ	<p>※申請手続きは電子申請フォームで受付します</p> <p>① 右のQRコード（市ホームページ）の、申請フォームにログイン</p> <p>② 申請フォームに必要事項を入力、必要資料を添付し、申請</p> <p>③ おおむね4週間後に市から申請結果が電子申請システムで到着</p> <p>④ 申請結果の到着後、支援金が市から指定口座に振り込まれます</p> <p>※ 申請書類及び添付書類に記載された情報は、川西市及び川西市商工会において当支援金業務に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では使用しません。</p>	



当QRコードか、市HP内で「原油等高騰対策」を検索

【問い合わせ・申請先】 川西市原油等高騰対策中小企業支援金事務局
 〒666-0011 川西市出在家町1-8（川西市商工会館内）
 電話：072-744-5777（平日9時00分～17時00分）
 メール：genyu2023@e-kawanishi.org
 （受付・審査業務委託先 川西市商工会）

今年度より電子申請システムを導入しました。
スマートフォンやパソコンから簡単に申請が
できます。(郵送・持込等の文書での申請不可)

支援対象経費、支援金額の算出方法

※詳しいご相談は、下記記載の支援金事務局（072-744-5777）へ

◆ 支援対象経費の算出方法

(1) 燃料油（ガソリン、軽油、灯油、重油）

燃料油の種別ごとに、令和5年1月から9月の任意の1月間に購入した金額の合計金額

※任意の1月間は燃料油の種別ごとに異なる月を選択可

(2) 電力・ガス

電力・ガスの種別ごとに、令和5年1月から9月の任意の1月間に購入した金額の合計額

※任意の1月間は電力・ガスで異なる月を選択可

◆ 支援金額の算出方法

$$\text{支援金額} = \left(\begin{array}{c} \text{上記(1)燃料油} \\ \text{の合計金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{上記(2)電力・ガス} \\ \text{の合計金額} \end{array} \right) \times 0.2 \times 6$$

支援対象経費

● ご注意 次の各号のいずれかに該当する事業者は、当支援金の申請はできません

- (1) 中小企業者である個人のうち、所得税法第229条の規定による開業に係る届出書を提出していない者
- (2) 国及び法人税法第2条第5号に規定する公法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例施行規則第2条第1号に規定する暴力団等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

【問い合わせ・申請先】

川西市原油等高騰対策中小企業支援金事務局
〒666-0011 川西市出在家町1-8（川西市商工会館内）
電話：072-744-5777（平日9時00分～17時00分）
メール：genyu2023@e-kawanishi.org
（受付・審査業務委託先 川西市商工会）